

賞味期限前の災害用備蓄食品を配布します

東京都では、災害時に備えて非常食を備蓄しております。

例年、食品ロス削減の取組として賞味期限前の災害用備蓄食品の配布をしておりますが、今年度も募集を行いますので、お知らせします。

なお、配布が決定した食料であっても、配布前に災害等が発生した場合には配布が行われない場合があります。ご了承ください。

1 配布食品

品名		賞味期限	数量	備考
アルファ化米	五目ご飯 (炊き出し)	令和5年2月	約1,700箱	1箱当たり100食分 (50食分の内箱2箱入り)
	わかめご飯 (炊き出し)		約600箱	
	白粥 (個食)		約2,200箱	1箱当たり50食分
クラッカー (個食)	令和5年2月 から 令和5年7月	約8,000箱	1箱当たり70食分	
クリームサンドビスケット (個食)	令和5年2月	約5,500箱	1箱当たり60食分	
米粉クッキー (個食)	令和5年3月	約8,000箱	1箱当たり50食分	

- 配布対象 東京都内の社会福祉法人、NPO、自治会、学校法人等の団体
※先着順となり、個人でのお申し込みはできません。
- 申込期間 令和4年6月1日(水曜日)午前9時から同年7月31日(日曜日)午後5時まで
- 申込方法 申込フォーム
外部リンク <https://www.foodform.toaline.co.jp>
にアクセスし、必要事項を御入力の上、お申し込みください。
- お問合せ先 申込フォームの入力方法、配送等については都が当事業を委託している
以下の事業者にお問合せください。
受託者：東亜物流株式会社(070-1046-8003)
- その他 申込方法、配布条件、食品の詳細等については、裏面及び福祉保健局のホームページをご参照ください。
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/seikatsu/saigaiengo/foodloss.html>

問合せ先

福祉保健局生活福祉部計画課災害援護担当：山田・福地
電話：03(5320)4066

配布の詳細について

1 配布条件（以下の全てを満たすことが条件となります）

- (1) 申込者が都内の法人、団体（社会福祉法人、NPO、自治会、学校法人等）
- (2) 各食品1箱以上500箱以下で申し込むこと
- (3) 転売をしないこと
- (4) 賞味期限内に活用し、食品を廃棄しないこと
- (5) 食品（梱包材を含む）を適正に管理すること
- (6) 営利的、宗教的、政治的目的での利用をしないこと
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する団体等に該当しないこと

2 配布方法

配布が決定された法人・団体に、委託事業者から配送します。

3 配布の時期

令和4年秋頃から順次配送予定です。

※配送の日時等のご希望はお受けすることができませんので、ご了承ください。

4 費用負担

食品、配送料ともに無料です。

5 対象食品仕様

別紙参照

●申込みフォーム



申込フォームの入力方法、配送等については以下の事業者にお問合せください。

受託者：東亜物流株式会社

電話番号：070-1046-8003

●東京都福祉保健局ホームページ



申込方法、配布条件、食品の詳細等についてはこちらからご覧ください。